



佐賀県公報

平成19年
10月19日
(金曜日)
第 12971号

○告示

○佐賀県告示第五百五十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があつた。

平成十九年十月十九日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名 称	所 在 地	廢止年月日
通所介護	竜門堂デイサービス センターすずかぜ	武雄市山内町大字大野六一九九 番地一	平成一九・九・三〇

○佐賀県告示第五百五十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の五の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり当該指定介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があつた。

平成十九年十月十九日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名 称	所 在 地	廢止年月日
介護予防通所介護	竜門堂デイサービス センターすずかぜ	武雄市山内町大字大野六一九九 番地一	平成一九・九・三〇

○佐賀県告示第五百五十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病に係る届出があつたので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年十月十九日

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止
- ヨーネ病の発生
- 道路の区域の変更
- 道路の供用開始
- 道路の区域の変更
- 道路の供用開始
- " "
- 字の区域の変更及び設定
- 字の区域の変更
- 肥料登録の有効期間の更新
- 字の区域の変更
- 国土調査法に基づく地籍調査成果の認証
- 開発行為に関する工事の完了
- " "
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定

(園芸課) 三
(土地対策課) 七
(まちづくり推進課) 七
(") 七
(建築住宅課) 八

- 警備業務に係る検定合格者審査

正誤

- 平成十五年八月六日付け佐賀県公報第一二三三八号中訂正

(道路課) 一〇

(公告) 八

- 公安委員会事項

- 平成十五年八月六日付け佐賀県公報第一二三三八号中訂正

病名 ヨーネ病	区分 患畜	発生年月日 平成一九年一〇月四日	佐賀県知事 古川康
発生場所 伊万里市	発生頭数 一頭	摘要 牛(乳用種)	

●佐賀県告示第五百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路

の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年十月十九日から平成十九年十一月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月十九日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名		区間		後 の 別 変更前	幅員 メートル	延長 メートル	区域
区	間	前	後				
唐津市浜玉町五反田字松本一〇八	唐津市浜玉町五反田字松本一〇八	一番一地先から					
唐津市浜玉町南山字玉島二三九五	唐津市浜玉町南山字玉島二三九五	番一地先まで					

●佐賀県告示第五百六十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の

とおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年十月十九日から平成十九年十一月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月十九日 する。

佐賀県知事 古川康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 三三三号	唐津市浜玉町五反田字松本一〇八一番一地先から 唐津市浜玉町南山字玉島二三九五番一地先まで	平成一九・一〇・二二

●佐賀県告示第五百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年十月十九日から平成十九年十一月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月十九日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名		区間		後 の 別 変更前	幅員 メートル	延長 メートル	区域
区	間	前	後				
武雄市東川登町大字永野字一丁田	武雄市東川登町大字永野字一丁田	六七七番地先から					
武雄市東川登町大字永野字二階下	武雄市東川登町大字永野字二階下	七九二番二地先まで					

●佐賀県告示第五百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の

とおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年十月十九日から平成十九年十一月十
九日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供
する。

平成十九年十月十九日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 大木庭武雄 線	武雄市東川登町大字永野字一丁田六七七番地先 から 武雄市東川登町大字永野字二階下七九二番二地 先まで	平成一九・一〇・一九

●佐賀県告示第五百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次の
とおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年十月十九日から平成十九年十一月十
九日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供
する。

平成十九年十月十九日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 小城牛津線	小城市三日月町久米字甘木一本六一七七五番二 地先から 小城市三日月町久米字甘木一本六一七八一番一 地先まで	平成一九・一〇・一九

り、佐賀市の区域内の字の区域を次のとおり変更し、及び新たに画する旨、同
市長から届出があつた。

右の処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二
第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告が
あつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十九年十月十九日

佐賀県知事 古川 康

区域を変更する字の名称	同上に編入する区域
兵庫町大字若宮字中野吉	兵庫町大字若宮字中野吉一六九〇の地先の字四本黒木の水 路
兵庫町大字若宮字築山屋敷	兵庫町大字若宮字築山屋敷一六八六の地先の字四本黒木の水 路
兵庫町大字若宮字寺内	兵庫町大字若宮字伊賀屋一二二七六の地先の字中野吉の道路 及び水路の区域 兵庫町大字若宮字中野吉一六九〇の地先の水路 兵庫町大字若宮字寺内一六九二九から一六九二二までの地先 の字中野吉の水路

○佐賀県告示第五百六十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によ

七二三まで、一五七三から一五七三四まで、一五七四から一五
 七四五まで、一五七五から一五七五五まで、一五七六から一五
 七六三まで、一五七七から一五七七三まで、一五七八から一五
 七八三まで、一五七九から一五七九三まで、一五八〇、一五八
 一、一五八一、一五八二から一五八二四まで、一五八三、
 一五八三、一五八四、一五八四、一五八五、一五八六、
 一五八八、一五八九、一五九〇、一五九〇、
 一五九一、一五九一三、一五九二から一五九二三まで、一五九
 三、一五九三、一五九四から一五九四三まで、一五九五、
 一五九五、一五九六、一五九六、一五九七から一五九七三
 まで、一五九八から一五九八五まで、一五九九、一五九九、
 一六〇〇、一六〇〇三から一六〇〇八まで、一六〇一、一六〇
 一、一六〇二、一六〇二、一六〇三、一六〇三、一六〇
 四、一六〇四、一六〇五、一六〇五、一六〇六、一六〇
 六、一六〇七から一六〇七三まで、一六〇八、一六〇八、
 一六一〇、一六一二、一六一三、一六一三、一六一六、
 一六四五及び一六四五並びにこれらに伴う道路及び水路の区
 域
 兵庫町大字若宮字傍示野一六二七の一部及び一六三〇並び
 にこれらに伴う水路の区域
 兵庫町大字若宮字四本黒木一六四六、一六四七、一六四八、
 一六四九、一六五一、一六五三、一六五三、一六五四、一
 六五五、一六五六、一六五八、一六五九、一六五九、一
 六六〇、一六六〇、一六六一から一六六一三まで、一六六一、
 一六六三、一六六四、一六六五から一六六五三まで、一六六
 六、一六六六、一六六六、一六六七、一六六九、一六六
 九、一六七〇、一六七〇、一六七一、一六七二、一六七
 四、一六七四、一六七五、一六七六及び一六七七並びに
 これらに伴う道路及び水路の区域
 兵庫町大字若宮字築山屋敷一六八六の一部及びこれに伴う
 水路の区域
 兵庫町大字若宮字敷一七〇〇の一部、一七〇三の一部及
 び一七〇三の一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
 兵庫町大字若宮字五本松一七一八、一七一九、一七二〇、
 一七二〇、一七二一、一七二二、一七二三、一七二三、一
 七二四から一七二四三まで、一七二五、一七二五、一七二六
 三、一七二七から一七二七三まで、一七二八、一七二八、一
 七三〇、一七三一、一七三二、一七三三、一七三四、一七
 三四、一七三五、一七三六、一七三六、一七三七、一七
 三七、一七三八、一七三八、一七三九、一七三九、一七
 四〇、一七四八、一七五〇、一七五〇、一七五〇四、一七
 五一、一七五一、一七五三及び一七五四から一七五四三まで
 並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

兵庫町大字若宮字一本黒木一七五八、一七五八、一七六一
 三、一七六三、一七六三、一七六四、一七六四、一七六五、
 一七六五、一七六六、一七六六、一七六七、一七六七、
 一七六八、一七六九、一七六九、一七七〇、一七七〇、
 一七七〇四、一七七三、一七七四、一七七四、一七七四、
 一七七五から一七七五四まで、一七七六、一七七六、一七
 七から一七七七三まで、一七七八、一七七八、一七七八、
 一七七八〇、一七八〇、一七八〇四、一七八一、一七八一、
 一七八二、一七八二、一七八三、一七八三、一七八四、
 一七八四、一七八五から一七八五三まで、一七八六、一七八
 六、一七八七、一七八七、一七八八、一七八九、一七八九
 三、一七八〇、一七八〇、一七八〇、一七八一、一七八一、
 一七八二、一七八二、一七八三、一七八三、一七八四、
 兵庫町大字若宮字二本黒木一七九三から一七九三まで、一
 七九三から一七九三まで並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
 兵庫町大字若宮字三本黒木一八三三二から一八三三三まで、一
 八三三から一八三三三まで、一八三四から一八三四六まで、一
 八三五から一八三五三まで、一八三六、一八三六、一八三七
 三、一八三七、一八三八から一八三八五まで、一八三九、一
 八三九、一八四〇、一八四一から一八四一四まで、一八四二
 三、一八四二三、一八四三から一八四三三まで、一八四四から
 一八四四四まで、一八四五、一八四五、一八四六から一八四

		<p>六三まで、一八四七一、一八四七二、一八四八一から一八四八三まで、一八四九一から一八四九四まで、一八五〇一から一八五〇三まで及び一八五一一から一八五一四まで並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>兵庫町大字若宮字五本黒木一六〇三三、一六〇四三、一六〇五二、一六一〇及び一六一七の地先の水路及び道路</p> <p>兵庫町大字若宮字傍示野一六一八一、一六一八二、一六二四一、一六二六一、一六三〇一、一六三一、一六三四一、一六三五五、一六三五三、一六三九及び一六四四一の地先の水路</p> <p>兵庫町大字若宮字四本黒木一六五〇一、一六五二一、一六五二二、一六五一六及び一六五一八の地先の水路</p> <p>兵庫町大字若宮字屋敷一七〇〇一の地先の水路</p> <p>兵庫町大字若宮字一本黒木一七五五、一七五九、一七六〇一及び一七六一三の地先の水路</p> <p>兵庫町大字若宮字二本黒木一八二八八の地先の水路</p> <p>兵庫町大字若宮字三本黒木一八四四五の地先の水路及び道路</p>	
<p>区域を変更する字の 名称</p> <p>大字山口字三本黒木</p>		<p>同上に編入する区域</p> <p>佐賀県知事 古川康</p>	

		<p>地方自治法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定による認証のあつた日からその効力を生ずる。</p>	
<p>大字山口字三本黒木</p> <p>大字山口字五本黒木</p>		<p>大字山口字五本黒木一七五〇三、二七五〇四及び二八六三四の地先の字三本黒木四的道路</p> <p>大字山口字四本黒木一七五〇六まで、二八五〇八、二八五二五から二八四三まで、二八四五、二八四六三、二八四五七、二八四七三、二八四八から二八四八五まで、二八四九、二八五〇一から二八五一四まで、二八五五七、二八五七から二八五七三まで、二八五六三、二八五七三まで、二八五四三、二八五四四、二八五四四、二八五五七、二八五八三まで、二八五九、二八五九五から二八六二九まで、二八六三三、二八六六三、二八六八三、二八六九三及び二八七〇並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>大字山口字三本黒木二七五〇三、二七五〇四及び二八六三四の地先の字三本黒木四的道路</p> <p>大字山口字一本杉二八九三及び二八九四三並びにこれらに伴う水路の区域</p>	
<p>大字山口字一本杉</p> <p>大字山口字二本杉</p>		<p>大字山口字一本杉一七五三五六</p> <p>大字山口字三本黒木二六七九、二六八三、二六八四、二六八六四、二六八八三、二七〇四五及び二七〇四六並びにこれらに伴う道路及び水路の区域</p> <p>大字山口字三本黒木三二七〇六、二七〇七、二七〇八、</p>	

大字山口字直塚三六二四 _二 及び三六二八 _三 の地先の字二本杉一の道路	大字山口字直塚三五九八、三六〇一、三六〇三及び三六〇五の地先の字二本杉一の道路
大字山口字直塚三五九八、三六〇一、三六〇三及び三六〇五の地先の字二本杉一の道路	大字山口字直塚三六二四 _二 及び三六二八 _三 の地先の字二本杉一の道路
大字山口字直塚三五九八、三六〇一、三六〇三及び三六〇五の地先の字二本杉一の道路	大字山口字直塚三六二四 _二 及び三六二八 _三 の地先の字二本杉一の道路
大字山口字直塚三五九八、三六〇一、三六〇三及び三六〇五の地先の字二本杉一の道路	大字山口字直塚三六二四 _二 及び三六二八 _三 の地先の字二本杉一の道路
大字山口字直塚三六二四 _二 及び三六二八 _三 の地先の字二本杉一の道路	大字山口字直塚三六二四 _二 及び三六二八 _三 の地先の字二本杉一の道路

大字山口字土元三九五 _四 _{第二} 及びこれに伴う道路の区域 大字山口字土元三九五四 _{第二} の地先の字二本杉一の道路 ○五 _{第一} 、四四〇六、四四〇六、四四〇六 _{第一} 、四四〇六 _{第三} 、四四〇八、四四〇八 _三 、四四〇九 _二 から四四〇九 _四 まで及び四四〇九 _七 並びにこれらに伴う道路及び水路の区域	大字山口字浦ノ谷四四〇九 _二 の地先の字二本杉一の道路
大字山口字直塚三七五五 _一 から三七五五 _四 まで、三七五五 _六 の一部、三七五五 _七 、三七五五 _二 から三七五五 _三 まで、三七五五 _四 、三七五五 _六 、三七五五 _七 、三八二五 _三 、三八三一 _一 、三八三一 _四 、三八三二 _一 、三八三二 _四 、三八三三 _一 、三八三三 _四 、三八三三 _七 まで、三八三八 _一 、三八三八 _四 、又三八三八 _三 、三八三八 _五 から三八三七まで、三八三七 _三 、三八三八 _二 から三八三九から三八三八四一まで、三八四二 _一 、三八四四、三八四五 _一 、三八四六、三八七三 _一 、三八七四、又三八七四、三八七五から三八八一まで、三八八一 _三 、三八八一 _四 、三八八一 _五 、三八八二 _二 から三八八二 _三 まで、三八八三 _二 から三八八三 _三 まで、三八八四 _四 及び三八八五並びにこれらに伴う道路の区域	大字山口字直塚三五五一 _五 及び三五一 _六 の一部、三七五五 _一 から三七五五 _四 まで、三七五五 _六 の一部、三七五五 _七 、三七五五 _二 から三七五五 _三 まで、三七五五 _四 、三七五五 _六 、三七五五 _七 、三八二五 _三 、三八三一 _一 、三八三一 _四 、三八三二 _一 、三八三二 _四 、三八三三 _一 、三八三三 _四 、三八三三 _七 まで、三八三八 _一 、三八三八 _四 、又三八三八 _三 、三八三八 _五 から三八三九から三八三八四一まで、三八四二 _一 、三八四四、三八四五 _一 、三八四六、三八七三 _一 、三八七四、又三八七四、三八七五から三八八一まで、三八八一 _三 、三八八一 _四 、三八八一 _五 、三八八二 _二 から三八八二 _三 まで、三八八三 _二 から三八八三 _三 まで、三八八四 _四 及び三八八五並びにこれらに伴う道路の区域
大字山口字新山四二三五 _五 及び四二三五 _六 の一部、三七五五 _一 から三七五五 _四 まで 大字山口字新山四二三五 _五 及び四二三五 _六 の一部、三九三三 _一 から三九三三 _四 まで	大字山口字新山四二三五 _五 及び四二三五 _六 の一部、三九三三 _一 から三九三三 _四 まで
大字山口字土元四〇三六 _一 から三九三三 _四 までの一部、三九三三 _一 から三九三三 _四 までの一部	大字山口字土元四〇三六 _一 から三九三三 _四 までの一部、三九三三 _一 から三九三三 _四 までの一部
大字山口字一本杉三五五一 _四 の一部、四〇四〇三六 _一 から三九三三 _四 までの一部	大字山口字一本杉三五五一 _四 の一部、四〇四〇三六 _一 から三九三三 _四 までの一部
大字山口字一本杉三五五一 _四 の一部、四〇四〇三六 _一 から三九三三 _四 までの一部	大字山口字一本杉三五五一 _四 の一部、四〇四〇三六 _一 から三九三三 _四 までの一部

○ 公 号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成19年10月19日

佐賀県知事 古川 康

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	生産業者		有効期限
				その他の規格	氏名又は名称	
佐賀県肥第666号	副産石灰肥料	50副産石灰	アルカリ分50.0%	キューピータマゴ株式会社	東京都調布市仙川町2丁目5番地	平成22年10月28日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査(地籍調査)の成果を次のとおり認証した。

平成19年10月19日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称	鳥栖市今泉町字六枝2395番1及び2396番4から2396番6まで
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名	鳥栖市儀徳町2238番地1
3 開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。	佐賀県知事 古川 康
4 開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。	平成19年10月19日

- 1 調査を行った者の名称
江北町
- 2 調査を行った時期
平成18年5月15日から平成19年8月31日まで
- 3 成果の名称
江北町の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
江北町大字山口の一部
- 5 認証年月日
平成19年10月19日

に関する工事の完了を次のとおり公表します。

平成19年10月19日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県公安委員会
委員長 葉師寺 宏達

- | | |
|---|--|
| 1 | 開発区域に含まれる地域の名称
三養基郡基山町大字宮浦字南田1010番1及び1010番14から1010番31まで |
| 2 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名
佐賀市栄町2番1号
佐賀県農業協同組合 |

建築基準法(昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年10月19日
佐賀県知事 古川 康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
16	武雄市朝日町大字甘久字栗原 715番4及び716番9	平成19年 10月9日	6.00~ 6.08	31.60

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

○ 公表概要

警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)附則第5条の規定により、同法による改正前の警備業法(昭和47年法律第117号)第11条の2に規定する検定に合格した者に対する審査(学科試験及び実技試験を受験しなければならない者に限る。)を次のとおり実施します。

平成19年10月19日

- | | |
|---|---|
| 1 | 審査対象者
廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)第1条第1項に規定する検定(以下「旧検定」という。)に合格した者であること。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。
(1) 旧検定に合格した者であって、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)の施行の際、現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上あるもの
(2) 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際、現に旧検定に係る警備業務に係る指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上あるもの((1)に該当する者を除く。) |
| 2 | 審査の区分
(1) 空港保安警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査
(2) 施設警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査
(3) 交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査
(4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査
(5) 貴重品運搬警備業務に係る1級又は2級の検定合格者審査 |
| 3 | 審査の実施日時及び場所
(1) 實施日時
平成19年11月29日(木曜日) 10時30分から16時まで
なお、10時までに(2)の実施場所に集合してください。
(2) 實施場所
ユースピアさが(佐賀市大和町大字久池井3227番地) |
| 4 | 検定試験の内容 |

	(1) 学科試験 ア 警備業務に関する基本的な事項に関すること。 イ 法令に関すること。 ウ 警備業務の実施に関すること。
	(2) 実技試験 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
5 申請手続等	(1) 受付期間 平成19年10月30日(火曜日)から平成19年11月12日(月曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。) (2) 申請書類の提出先 ア 佐賀県内に住所地を有する警備員 旧検定の合格証の交付申請を行つた警察署又は住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課 イ 佐賀県内に住所地を有する警備員で、佐賀県内の営業所に所属するもの
6 申請書類	(3) 手数料は、審査申請書受付後は、申請を取り消した場合又は審査を受けなかった場合でも返還しません。
7 審査の手数料等	(1) 審査の手数料は、4,700円です。 (2) 手数料は、審査申請書の提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。
8 審査結果の通知	審査結果は、当日、検定合格者審査の実施場所において行い、合格者には検定規則第11条に規定する成績証明書を交付します。
9 その他	(1) 申請は、申請者本人が行うものとします。ただし、当該申請人が属する警備業者の従業員を代理人として申請する場合は、委任状による代理申請を認めます。 (2) 申請書の住所の記載に当たっては、字名、番地等を省略することなく、住民票に記載されているとおり正確に記載してください。 (3) 審査に際しては、筆記用具、印鑑、実技試験時に使用する上履き及び旧検定の合格証を持参してください。
10 問い合わせ先	最寄りの警察署又は佐賀県警察本部生活安全企画課(電話 代表0952-24-

1111 内線3033又は3034)

○ 正誤

4 及び二行目	右から一行目	下段	箇所	頁
			誤	
			正	

平成十五年八月六日付け佐賀県公報第一二三三一八号中訂正

申込料
一か年三一、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課発行者
平成十九年十月十九日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康印刷所
発行定日 毎週月水金曜日
株古川総合印刷